

# 大塚グループ ビジネスパートナー行動規準



# 大塚グループ ビジネスパートナー行動規準

# 序文

大塚グループ ¹は、企業理念 "Otsuka-people creating new products for better health worldwide" のもと、革新的な製品を創造し、世界の人々の健康に貢献すべく努めています。企業理念に沿った事業活動を通じて、世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を生み出すためには、国連グローバル・コンパクト 10 原則(https://unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles)の遵守を含め、企業が社会に責任ある行動をとることが最善であると考えており、ビジネスパートナー²とともに行う事業活動を通じて、社会的課題の解決に資することを目指しています。大塚グループは、ビジネスパートナーの皆様とともに高い倫理観に基づいて、企業活動を行う意思を表すため、大塚グループ ビジネスパートナー行動規準(以下、本規準)を制定しました。

事業の進め方は、事業活動の結果と同様に重要であると考えています。本規準は、大塚グループのビジネスパートナーの事業遂行における期待や要請を示すものです。

大塚グループのビジネスパートナーには、以下のことを期待します。

- 適用されるすべての法規制および倫理基準を遵守すること
- 本規準に記載の原則を組織内に周知・適用し、実践する方法を決定すること
- 本規準に記載の原則を第三者との取引に於いても適用すること

私たちは、誠実で倫理的な事業活動を推進するビジネスパートナーが事業遂行に不可欠であると 認識しており、その取組みを評価するとともに、それらがサプライチェーン全体に浸透すること を期待しています。大塚グループでは、ビジネスパートナーとの事業活動の検討において、本規 準の遵守および遵守に向けた取組み状況を考慮します。皆様が本規準の精神と記載内容に沿って 活動いただくことを期待します。

なお、これらの原則は、大塚グループ各社の法律上・規制上または契約上の要求・義務を置き換え、または変更することを意図するものではありません。本規準の内容が各地域の法令や規制等と相反する場合には、より厳しいものが適用されます。

-

<sup>1「</sup>大塚グループ」とは、大塚ホールディングス株式会社、および同社が直接または間接的に 50%超の持分を所有している会社、ならび に、50%以下の持分を所有している会社または合弁会社のうち、それら会社に対して実質的な支配権を有している会社を指します。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>大塚グループ ビジネスパートナー行動規準において、「ビジネスパートナー」は、商業主体が何らか取引関係を有する他の商業主体 を意味します。「ビジネスパートナー」とは、大塚グループ各社と契約関係(契約または法律で別段の定めがない限り、独立した立場 で締結する非信託ベースの契約)を有する、販売店、コンサルタント、代理店、サービス業者、研究またはライセンスの提供者、原材料、有効成分、部品、完成品またはその他の製品の供給者、医師・医療機関等ならびにその他第三者を指します。



# 人権・労働

## ハラスメント、差別および非人道的な扱いの禁止

暴力、あらゆるハラスメント、体罰、精神的・肉体的な抑圧、言葉による虐待を含む非人道的な扱いや差別のない尊重される職場づくりに向けて、取り組むことを望みます。個人の人種、肌の色、民族性、宗教、政治団体や組合への加入、性別、性差、性的指向、性自認、年齢、国籍、家系と出自、配偶者の有無、障がい、遺伝情報、軍隊への所属、その他法令で保護された特性に基づくいかなる差別も認めてはなりません。

## 多様性の受容

私たちは、組織内における、多様性の受容の重要性を認識しています。ビジネスパートナーにも 同様に、これらの価値観を尊重することを推奨します。

## 労働者の権利の尊重

人権侵害がなく、人身取引、強制労働、拘束、奴隷労働、年季奉公、または非自発的な囚人労働のない職場、および精神的・身体的な罰または虐待や脅迫のない職場環境を保持することを求めます。すべての労働は自発的なものでなければならず、労働者はいつでも退職又は雇用を終了する自由を有しています。

各地域の法令や業界標準に沿った労働時間、賃金や福利厚生を提供することを求めます。最低賃金・時間外手当を含め適用される法令に従って労働者に対価を支払う必要があります。

国連グローバル・コンパクトの定める児童労働を禁止するよう求めます。労働者はすべて、年齢 および義務教育に関連し適用される現地の法令要件を満たさなければなりません。

事実誤認を招くようなまたは不正な採用慣行を行わないこと、および主要な雇用条件に関するすべての情報を労働者に開示するよう期待します。

## 結社の自由および団体交渉権の尊重

現地法で定められた、労働者が自由に団結する権利および団体交渉する権利を尊重することを求めます。労働者が、報復、脅迫、または嫌がらせに対する脅威を感じることなく、労働条件に関する開かれたコミュニケーションや、経営者と労働者(該当する場合は指定された労働組合職員)との直接の対話を奨励することを期待します。

#### 責任ある調達

大塚グループの製品開発や製造および調達のサプライチェーンに関わるビジネスパートナーには、責任ある調達を確実にするプロセスと手順の維持を期待します。直接的または間接的に武装組織もしくは重大な人権侵害の加害者に資金をもたらす調達品の購入を避けるよう努めてください。大塚グループ各社は必要に応じて、ビジネスパートナーに対して調達品目の出所・由来を示す情報の提供を要請することがあります。なお、留意すべき調達品目の例として、鉱物(スズ、タンタル、タングステン、金など)や農作物(カカオ、パーム油など)があげられますが、これらに限定されるものではありません。



# 労働安全衛生

安全な作業手順に従い、化学的、物理的、生物学的な危険に過度にさらされることから労働者や 関係者を保護するなど、安全に働く環境(設備を含む)を提供することを期待します。また、対 応計画や手順を通じて、潜在的な緊急事態を特定・評価し、その影響を最小限に抑えるよう対処 することが必要です。加えて、この分野での取組みを説明し文書化することを期待します。

# 誠実な事業活動

## 法令遵守

業界特有の規則や要求事項を含む、事業展開する国や地域で適用されるすべての法令および規則 に準拠して活動することを求めます。

大塚グループ製品の国際的な移動を管理する輸出入管理ルール、経済制裁、関税および貿易管理 法令を遵守する必要があります。

コンプライアンス意識を醸成し、不正行為・不法行為を予防するとともに、疑わしい行為に関する懸念を迅速に報告するための仕組みを整備することを期待します。

## 公正な競争

取引にあたっては、誠実かつ正確な対応を期待しており、大塚グループや大塚グループとの関係、 または大塚グループの製品等について誤った発信や表示を行わないよう求めます。また、独占禁 止法等の関連法規を遵守し、市場で公正に競争することを求めます。

## 贈収賄および汚職の防止

贈収賄や汚職を禁止する法律を遵守することを求めます。直接または間接的に、取引先の従業員、 組織、または大塚グループ各社に対して、不適切な利益を得ることを目的として、価値あるもの を提供したり受け入れたりしてはいけません。また、不正と疑われるような行動をとらないよう 求めます。

取引内容を完全かつ正確に反映した帳簿および記録の保持を求めます。会計記録や生産工程における規則等、適用される法律、規制、ガイドラインおよび業界標準の遵守を示す文書を作成し、保持することを期待します。

私たちは、仮に現地法で認められている場合であっても、ファシリテーションペイメント(業務を円滑に進めるために政府職員に対してなされる支払い)を禁止しています。ビジネスパートナーにも同様のルール遵守を求めます。

#### 利益相反の回避

自身の利益と大塚グループの利益との相反を招く可能性のある状況や関係の構築を避けなければなりません。不公平な利益供与や利益相反の疑いを避けるため、大塚グループの従業員に華美な贈り物等を提供しないよう求めます。利益相反を回避し管理するための仕組みを構築し、潜在的



な利益相反が生じた場合、または生じうる状況や関係が発生した場合には、それを開示することを期待します。これには、個人的な関係、投資、外部活動、雇用の提供、個人的な利益追求から生じる相反が含まれます。

## 動物福祉の推進

私たちは、当社製品の開発に使用されるすべての動物が倫理的に扱われるよう取り組んでいます。 科学的に有効で規制当局に受け入れられる場合には、動物の使用を代替、使用する動物の数を減 らすとともに、苦痛を最小限に抑えるよう努めています。ビジネスパートナーが私たちに代わっ て動物を対象とした研究を行う際には、すべての適用法令を遵守するよう求めます。

## 知的財産の保護

他社の知的財産権を十分に尊重し、知的財産に関連する法令を遵守するとともに、知的財産に関する意識の向上を図ることを求めます。

# 環境経営

#### 環境保全

環境負荷を最小限に抑えるため、環境に関して責任ある効果的な方法での事業運営を期待します。 また、天然資源を保全し、可能なかぎり危険有害性物質の使用を避け、再利用やリサイクルに努めるよう求めます。

# 環境に関する許認可

適用されるすべての環境に関する規制、法律、規範、およびその他の政府の要件や認可の遵守を求めます。

#### 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガスの削減に向けた省エネルギーの推進を期待します。

#### 廃棄物、排出物の適切な管理と削減

廃棄物、排気、排水の安全な取り扱い、輸送、保管、再利用とそれらの運用と適正な管理、環境への偶発的な漏洩、放出の防止、および最小化するための仕組みを備えるよう期待します。人体もしくは環境に影響を及ぼす可能性のある廃棄物、排気、排水は、環境中に放出する前に適切に管理、制御、処理を行うことを求めます。

## 持続可能な資源の活用

あらゆる資源(エネルギー、生物資源、水資源)の消費の低減と効率利用に関する仕組みを備え、 違法な森林伐採や環境破壊につながるような農産物や森林資源を利用しないことを求めます。



## 生物多様性への対応

自社の事業活動が生物多様性に及ぼす影響を特定・評価し、その影響を防止・軽減する取組みを 推進することを期待します。

# プライバシーと機密性

## 機密・非公開情報の保護

ビジネスパートナーには、大塚グループ各社、その従業員、取引関係のある企業、ならびに患者 さんや顧客に関する情報を含む、機密情報を保護する義務があります。不注意または不正な開示 から情報を保護するとともに、機密情報の収集、使用、移転および保持に関するあらゆる要求事 項を遵守しなければなりません。

## プライバシーの尊重とデータの保護

適切な事業目的のために、個人データの利用が必要となる場合、ビジネスパートナーには、個人情報の収集、保持、保全、開示および利用について、関係法令に準拠することを求めます。合理的な管理(国や地域により異なる)および暗号化を用いて、不注意による紛失または不正な開示を防止することにより、個人情報の機密性を守らなければなりません。

## 情報セキュリティの強化

大塚グループ各社の情報セキュリティと同等またはそれ以上の水準を確保できるよう、セキュリティポリシーを策定・運用するとともに、様々なサイバー攻撃に備え、アクセス制御・脆弱性管理・脅威のモニタリング等の対策を実施し、リスクを最小限に抑える活動を継続するよう期待します。

# 品質と業務の卓越性

#### 品質と業務の管理

患者さんや顧客の安全と健康を守るために、合意された品質の製品・サービスを提供することを 求めます。製品・サービスに関する仕様、設計、数量、納入条件を含む契約条件が、承認なく変 更されてはなりません。また、適用されるすべての法令や品質管理規制(適切な製品表示を含む) に準拠し、業務が遂行されるよう求めます。

## 継続的改善と事業継続

自社の内部統制の改善、およびそれらの要求事項の充足を継続的に促進するプロセスと管理体制を有することを期待します。また、事業継続計画の整備により、大塚グループに代わり遂行する業務を補完し、重要機能の復旧と回復を確実にするとともに、業務の中断を最小限に抑えることを期待します。



# 教育および能力の開発

経営者および従業員が本規準に記載されている事項に取り組めるよう、知識、技能および能力を 適切なレベルに高めるための教育プログラムの整備を期待します。

# コンプライアンスとモニタリング

自社の事業パートナーや取引先の選定において、本規準の原則の適用を検討するよう期待します。 大塚グループ各社は、ビジネスパートナーのコンプライアンス遵守を確認するために継続的なモニタリング活動を行うとともに、取引先の選定では、実績・能力を確認するために、設備の現地評価、質問書や自己評価の利用、入手可能な情報の確認、またはその他方法による調査を行うことがあります。

# スピーク・アップ・カルチャー

## 懸念事項の特定

すべての従業員が、報復、脅迫、嫌がらせのおそれなく、懸念事項または不法行為の疑いを報告できるよう奨励するとともに、そのような報告を調査し、必要に応じて是正措置を講じることを期待します。また、懸念を機密扱いで報告する方法や情報を従業員に提供し、報告した従業員が報復から保護されることを保証するよう求めます。法律で認められている場合には、匿名の報告ルートを提供するよう求めます。私たちは誠意をもって懸念事項を報告した人に対する報復を容認しません。

# 懸念事項の提起と報告

本規準または遂行業務に関連する適用法令・ポリシーの違反もしくは違反の疑いは、すべて報告され、必要に応じた調査と是正措置の実施が求められます。また、大塚グループの従業員または大塚グループを代表する者が、違法行為またはその他不正行為を行ったと判断される場合には、速やかに大塚グループに報告することを求めます。報告は、法令等で認められている場合、匿名で行うことができますが、適切な調査と是正措置を実施するために、報告には十分な詳細情報が含まれる必要があります。

# 改定履歴

2024年3月12日制定